

国境離島島民カードの申請について

平成 30 年 3 月 19 日回覧

昨年スタートしました、国境離島新法に伴う島民割引運賃については、本年 4 月より「島民カード」のみということでお知らせしておりましたが、長崎県からの通知により、当面の間、窓口での提示は

「島民カード」を基本とし、免許証や保険証等も可能となりました。

ただし、時期がいつまでか定まっておきませんので、島民の皆さまにおかれましては、引き続き「島民カード」の申請をよろしくお願いいたします。(受付：役場 1 階住民課戸籍係)

問合せ先：役場総務課企画係

電話 56-3111